



制 度 の 変 遷

※解説は、議事録、財団報等から作成した。

第3回理事会 1982（昭和57）年3月26日

【項目】 退職資金交付業務方法書の制定
【内容】 業務方法書を制定し、1982（昭和57）年4月1日から施行したもの。1981（昭和56）年8月28日の設置許可以降、検討や文部省との打合せを繰り返し、文部省からの指導によって修正、追加を行った。

第4回理事会 1982（昭和57）年6月23日

【項目】 退職資金交付業務運用要領の制定
【内容】 業務方法書の運用に必要な届出期日等の細かい取扱いを定めたもの。なお、経過措置として昭和57年4月の登録届を6月末まで受け付けることとした。

第5回理事会 1982（昭和57）年11月18日

【項目】 事務所の住所変更、届出期日の改正、業務細則の改正
【内容】
1. 寄附行為に定める事務所の住所変更
事務所を現在の私学会館別館に移転したため、寄附行為を変更したもの。1983（昭和58）年1月11日付けで登記した。
2. 届出期日の改正
定時決定届の締め切り日を実際の事務の流れに沿うように改めたもの。期日は1982（昭和57）年6月23日第4回理事会制定の退職資金交付業務運用要領の定めによるものとした。（1982（昭和57）年11月18日施行）
3. 業務細則の改正
事務処理の実態に即して簡素化、合理化を検討した結果の書類配列順序等を改正したもの。

第8回理事会 1983（昭和58）年9月20日

【項目】 退職資金交付業務運用要領の一部改正
【内容】 定時決定及び訂正届の運用について定めた規定を、運用の実情にあわせて改正を行ったもの。（1983（昭和58）年11月1日施行）

第11回理事会 1984（昭和59）年9月11日

【項目】 標準俸給月額の上下限の引上げ、補正掛金率表の改正
【内容】
1. 標準俸給表の変更
標準俸給表について、国家公務員の俸給表改定にない、下限を7万円から8万円に、上限を42万円から45万円に改正したもの。改正により退職資金計算額の最高額が、設立時の2,520万円から2,700万円となった。（1985（昭和60）年1月1日施行）
2. 補正掛金率表の改正
補正掛金率は、1977（昭和52）年度から1979（昭和54）年度の実態調査から算出した所要財源率を掛金率とし、1000分の60を同調査による発足時の在

職者の平均在職年数8.5年に適用し、維持会員ごとの平均在職年数に応じて設定したもの。
掛金率の引下げを行うことができることとなった。（1985（昭和60）年1月1日施行）

財団業務開始後の実態を考慮し、掛金率を再検討した結果、平均在職年数10年に掛金率1000分の60を適用し、補正掛金率を設定することが妥当であるとの結論を得た。そこで、平均在職年数ごとの維持会員の標準俸給年額と退職資金交付額の実態に即して0.5年ごとの補正率を設定した。これにより、補正

第15回理事会 1985（昭和60）年10月1日

【項目】 標準俸給月額の上限の引上げ
【内容】 国家公務員の俸給表の改定及び私立学校教職員共済組合の標準俸給月額の上限になって、標準俸給表を改正したもの。改正により退職資金計算額の最高額は2,760万円となった。（1986（昭和61）年1月1日施行）

第18回理事会 1986（昭和61）年10月2日

【項目】 標準俸給月額の上限の引上げ
【内容】 維持会員の俸給月額の実態を考慮するとともに私立学校教職員共済組合の標準俸給月額に準じて標準俸給表を改正したもの。改正により退職資金計算額の最高額は2,820万円となった。（1987（昭和62）年1月1日施行）

第19回理事会 1987（昭和62）年3月18日

【項目】 経理規定の改正
【内容】 公益法人会計基準の改正に伴い、1987（昭和62）会計年度からその趣旨に従い会計処理を改めるとともに、経理規定の一部を改正したもの。（1987（昭和62）年4月1日施行）

第21回理事会 1987（昭和62）年9月29日

【項目】 標準俸給月額の上限の引上げ、補正掛金率表の改正
【内容】
1. 標準俸給表の変更
維持会員の実態と国家公務員の俸給表の改定を参考にし、標準俸給表を改正したもの。改正により退職資金計算額の最高額は2,940万円となった。（1988（昭和63）年1月1日施行）
2. 補正掛金率表の改正
1984（昭和59）年度から1986（昭和61）年度までの標準俸給年額及び退職資金交付額の実態データを基に再検討し、補正掛金率表を改正したもの。平均在職年数が8.5年から13.5年までは率を引き下げ、14年以上は率を引き上げた。（1988（昭和63）年1月1日施行）

第22回理事会 1988（昭和63）年3月22日

【項目】 失業給付関連条文の改正
【内容】 私立大学等教員の雇用保険の失業給付に相当する第17条（失業者の退職資金）について、1984（昭和59）年の雇用保険法の改正に伴い国家公務員退職手当法第10条の改正が行われたことに基づき、条文整備を行うとともに、その設けられた趣旨の徹底を図るために改正したもの。（1988（昭和63）年4月1日施行）

第24回理事会 1988（昭和63）年9月27日

【項目】 標準俸給月額の上限の引上げ
【内容】 登録教職員の実態を参考にするとともに国家公務員の俸給表に準じて標準俸給表を改正したもの。改正により退職資金計算額の最高額は3,000万円となった。また、標準俸給表の上限適用者が1.4%減少し11%となり、学校法人の負担する退職金を軽減できることとなった。（1989（昭和64）年1月1日施行）

第28回理事会 1989（平成元）年10月18日

【項目】 標準俸給月額の上限の引上げ
【内容】 従来の考え方に従い登録教職員の実態と国家公務員の俸給の改正を参考にして標準俸給表を改正したもの。改正により退職資金計算額の最高額は3,060万円となった。（1990（平成2）年1月1日施行）

第31回理事会 1990（平成2）年10月18日

【項目】 標準俸給月額の上限の引上げ
【内容】 従来の考え方に従い登録教職員の実態と国家公務員行政職俸給表（一）の最高号俸を参考にして標準俸給表を改正したもの。改正により退職資金計算額の最高額は3,120万円となった。（1991（平成3）年1月1日施行）
改正に際し、理事及び監事から等級ごとの教職員の人数分布や将来の財源見通し、収支への影響について質問があり、常務理事等より「承認を既に受けている予算措置により、収入不足は退職資金準備資産を取り崩すことなく、運用利息で賄うことが可能である。確かに、登録教職員の給与実態が上昇しており、その都度の対応が必要となる（収支バランスを保つことの困難化が予想される）。今後の収支の問題については検討課題の一つである」との回答があった。

第35回理事会 1991（平成3）年10月16日

【項目】 標準俸給月額の上限の引上げ、掛金率、補正掛金率表の改正
【内容】
1. 標準俸給表の変更
1991（平成3）年3月22日に開催された第32回理事会で、国家公務員に準拠する方針の下、高等学校以下の団体のうち、27団体が1990（平成2）年度で既に最高号俸を53万円に引き上げていることから標準俸給表を改正したもの。改正により退職資金計算額の最高額は3,180万円となった。（1992（平成4）年1月1日施行）

2. 掛金率、補正掛金率表の改正
1991（平成3）年6月26日に開催された第34回理事会で承認された1992（平成4）年度から1994（平成6）年度までの第2次掛金率を改正及び改正に基づき補正掛金率表を改正したもの。

掛金率は3年ごとに見直すこととし、1992（平成4）年度からの掛金率は1000分の74とした。また、退職資金準備資産については、退職資金交付事業費の1年分を保有し、1年分を超えた分については掛金率の軽減に使用するものとした。
平均在職年数が12.5年以上は、それまでの退職資金交付額の実績が、掛金収入の実績を超過しており、今後の予測においても退職資金の増加傾向にあることから、平均増加率を若干上回る増加率とした。（1992（平成4）年4月1日施行）

なお、掛金率改定案の検討の際に、1990（平成2）年の第31回理事会では、退職資金交付金の予測（賦課方式が最適かの検証、準備資産を退職資金の1年分以上保有する等の検討等）のため、小委員会を設置することが提案されたが、第32回理事会において、小委員会を設置せず理事会で諸問題を政策的、具体的に検討、審議することとなった。
また、「財団の財政安定が最も重要な問題であるが、長期的な展望のもとに、18歳人口の減少期を迎える前から、国家公務員の後追いを続けるのではなく経営者と教職員が安心できるような方策を樹立す

第37回理事会 1992（平成4）年6月25日

【項目】 株式処分の申し合わせ
【内容】 10年間の資金運用の経緯が報告され、バブルの崩壊で資金運用が難しくなったため、保有株式の処分が検討され、「保有株式を実損を生じないように処分し、価格が簿価以上に回復したものは売却し、それによる資金は安全で有利な国債等に切り替える等、慎重に行う」旨方針を決定。

第38回理事会 1992（平成4）年10月21日

【項目】 標準俸給月額の上限の引上げ
【内容】 国家公務員の給与法による最高俸給月額を参考にして標準俸給表を改正したもの。改正により退職資金計算額の最高額は3,240万円となった。（1993（平成5）年1月1日施行）

ることを重視すべきである」や、準備資産や掛金率、標準俸給月額の上限について「現行のままでは将来の財政安定化を図るには不安であり、できるだけ早めに対応する必要性を感じている。また、給付（退職資金の交付）面でも地方の退職金団体の実情や教職員側の要望を考慮して検討してほしい」、「標準俸給月額の設定には種々の問題があり、将来の見通しをよく立てた上でやってほしい」などの要望があった。
第33回理事会では、理事、評議員より、「交付率を下げることで掛金率の上昇を抑える方策や、掛金率は県団体等の率を考慮し1000分の70から85の間とすべき」、「18歳人口の急減期の対応を見込むべきだ」といった意見があった。交付率に関しては、財団設立の趣旨や維持会員の約半数が当財団の交付率に準拠していることから、財政状況を理由に引き下げは行ふべきではないという意見もあった。また、掛金率の改定は3か年平均を基礎とする、退職資金準備資産を退職資金交付事業費の1年分を保有し、1年分を超えた分については掛金率の軽減に使用する、掛金率の引上げは加盟法人の負担金増加が段階的に行われるよう配慮すべきであり、1回の引上げ率は1000分の15を超えないように設定すべきという内容の「掛金改定等に関する意見具申」が提出され、審議の結果、掛金率は1000分の74、準備資産は退職資金交付事業費の1年分を保有し、これを超える分は掛金率の軽減に使用する案を採択した。

第 42 回理事会

1993（平成 5）年 10 月 14 日

【項目】

標準俸給月額の上限の引上げ

【内容】

国家公務員の給与法による最高俸給月額を参考にして標準俸給表を改正したもの。改正により退職資金計算額の最高額は 3,300 万円となった。（1994（平成 6）年 1 月 1 日施行）

改正に際し、理事より「運用利息収入の大半は掛金

率 1000 分の 3 の軽減に使用してしまっており、今後は同じような受取利息収入が見込めなくなると、掛金率の軽減措置等が困難になるのではないか」という質問や「情勢の変化に応じて財政計画の見直しをできるだけ早く変更すべきである」という意見^{（注）}があった。

（注）標準俸給月額は、掛金と退職資金に密接に関係するものである。標準俸給月額の最高額を上げると、掛金率が低い当時では、掛金額の上昇よりも退職資金額の上昇の方が顕著に表れるため、バブル景気崩壊による景気後退を実感しているこの時期に以前と同じような感覚で運用利息を見込んで標準俸給や掛金率の設定を行うことは危険ではないかというご意見である。

当財団は運用利息の減少、将来予測の不確定さは認識していたが、財団設立の目的の一つである私立大学等の教職員が、国立大学等（国家公務員）と同等の退職金支給を得るためには、標準俸給の最高額を国家公務員のものと同水準で維持することは命題であった（退職資金交付率は自己都合の率を基準にしているため、俸給に差がある場合、当然退職資金額も差が発生する）。また、維持会員の退職金計算の際に使用する基礎額も当財団の標準俸給に準じている会員が多く、退職資金額の水準≡退職金の水準となっている会員の場合、教職員の退職金面での待遇は、当財団の変更に左右されてしまう。さらに、維持会員の登録教職員の俸給分布の現状からも最高号俸に大きな分布があり、維持会員の持ち出し（自己資金部分）が大きくなる状態であった。

第 45 回理事会

1994（平成 6）年 10 月 27 日

【項目】

標準俸給月額の上限の引上げ、掛金率、補正掛金率表の改正

【内容】

1. 標準俸給表の変更

国家公務員の給与法による最高俸給月額を参考にして標準俸給表を改正したもの。改正により退職資金計算額の最高額は 3,360 万円となった。（1995（平成 7）年 1 月 1 日施行）

2. 掛金率、補正掛金率表の改正

1995（平成 7）年度から 1997（平成 9）年度までの第 3 次掛金率の改正を行ったもの。1995（平成 7）年度以降の 3 年間で加重平均した退職資金交付に必要な掛金率は、1000 分の 85.3 となった。従って掛金率を 1000 分の 85 として計算すると、準備資産が退職資金交付額の 1 年分を若干下回ることとなるため、1 年分を超える部分での掛金率低減を行わなかった。（1995（平成 7）年 4 月 1 日施行）

この方針に対し、第 43 回理事会において「経済情勢の変化、子どもの人口の減少等から財団は大きな変革が迫られる。もっと余力をもった計画を立てる

べきではないか」という意見や、「運用利回りの計画に無理があるのではないか」等の意見が理事からあり、常務理事から準備資産の運用として生保による 10 年契約の運用が 4.5％程度見込め、今後も誤りの無いように掛金等もきめ細かく運用するとの回答があった。

また、理事より、掛金率が高すぎる改正であり、他団体より高いのではという質問があり、事務局長から、「当財団の退職資金の支給水準は、国家公務員の自己都合退職手当水準で、退職手当の最低水準に相当するものである。また、公務員の退職手当と俸給年額の割合は 1000 分の 220 であり、全国公立小中学校の平均では平成 4 年度決算で 1000 分の 226 であるため、決して高すぎるということはない。また、都道府県は積立方式の財政方式を採用しているため、正確に対応する比較とならないが、ほぼ同程度といえる」という回答があった。

第 47 回理事会

1995（平成 7）年 6 月 28 日

【項目】

標準俸給月額の上限の引上げ

【内容】

国家公務員の給与法による最高俸給月額を参考にして標準俸給表を改正したもの。改正により

退職資金計算額の最高額は 3,420 万円となった。（1996（平成 8）年 1 月 1 日施行）

第 49 回理事会

1996（平成 8）年 6 月 27 日

【項目】

標準俸給月額の上限の引上げ

【内容】

国家公務員の給与法による最高俸給月額を参考にして標準俸給表を改正したもの。改正により

退職資金計算額の最高額は 3,480 万円となった。（1997（平成 9）年 1 月 1 日施行）

第 54 回理事会

1997（平成 9）年 10 月 14 日

【項目】

標準俸給月額の上限の引上げ、掛金率の改正

特別掛金の新設、滞納掛金の督促についての条文改正、脱退に関しての手続を規定化

【内容】

1. 標準俸給表の変更

国家公務員の給与法による最高俸給月額を参考にして標準俸給表を改正したもの。改正により退職資金計算額の最高額は 3,540 万円となった。（1998（平成 10）年 1 月 1 日施行）

2. 掛金率の改正

1998（平成 10）年度から 2000（平成 12）年度までの第 4 次掛金率の改正を行ったもの。1996（平成 8）年 11 月 13 日に開催された第 50 回理事会で今後 20 年間の将来推計資料を基に検討し、1997（平成 9）年 3 月 26 日に開催された第 51 回理事会で最新の実態データから十分な掛金蓄積額があるとして、掛金率の上昇幅を事前に抑えるための積立分を考慮しない 1000 分の 88 と決定した。（1998（平成 10）年 4 月 1 日施行）

また、1997（平成 9）年 6 月 24 日に開催された第 53 回理事会では、全体的な傾向として若年層の定着率が上がり、退職率が下がったため、全体的にみると平均在職年数が約 12 年から約 12.5 年に上昇すると予測された。これにより自然に維持会員ごとの掛金額が上昇することが期待できることから、補正掛金率表の改正は見送られた。

3. 特別掛金等について

特別掛金の新設、脱退に関しての手続の規定化を行い、資格喪失時に退職資金超過分があるときは、破産等による法人の解散等特殊な状況下の場合を除

いて、特別掛金として超過分を清算することとしたもの。（1998（平成 10）年 4 月 1 日施行）

当財団の財政方式である修正賦課方式は、掛金と退職資金の総額の均衡がとれる方法であるが、万一脱退した場合で、一時的に退職資金超過であった状態であった場合に、収支の清算の規定が存在しないために、退職資金超過分が回収できず、その分は自動的に他の会員に負担転嫁することとなるため、相互扶助の観点からも改正が必要であった。また、1996（平成 8）年に厚生省が都道府県を通じて「厚生年金基金」について、脱退については、当財団と同様の処置を 1997（平成 9）年 4 月より実施するようにと指導を行ったので、この時期に行うこととなった。

そして、脱退の手続についても、規定が無かったため、この機会に制定され、理事より「財団設立時には脱退について全く考慮していなかったように思われるが、年金基金においては現実には脱退問題が発生しており、この時期に改正を行うことは重要である。なお、脱退には学校法人が存続している場合と、解散してしまう場合があり、財政方針とともに取扱いについては検討してほしい」との発言があった。

第61回理事会 2000（平成12）年6月27日

【項目】 標準俸給月額の上限の引上げ、掛金率、補正掛金率表の改正

【内容】

1. 標準俸給表の変更

前例に従い、(私学事業団の上限額が62万円に引き上げられるが)国家公務員の給与表の最高額597,300円に準じて、標準俸給表の上限額に60万円を追加したもの。改正により退職資金計算額の最高額は3,600万円となった。(2001（平成13）年1月1日施行)

2. 掛金率、基本率表、補正掛金率表の改正

2001（平成13）年度から2003（平成15）年度までの第5次掛金率について、1000分の88から1000分の101に、また、平均在職年数で掛金率を調整する「補正掛金率表」を「基本率表」に改め、さらにその掛金率を補正する計算式を定める表を「補正掛金率表」と改正したもの。(2001（平成13）年4月1日施行)

第5次掛金率の基本的な考え方は、大きく3点ある。1点目は掛金率を、従来の改正方法と同様に過去3年間の実績を基礎条件として算定した退職資金を賄うのに必要な掛金率である1000分の99と将来の退職資金増加期に備え、収支均衡を図るための1000分の2を加えた1000分の101とした。2点目は、これまでは、財団設立のメリットが事業開始と同時に発揮されるように、財団設立以前から採用されていた登録教職員の過去勤務を通算する制度上、全維持会員を一律の掛金率とすると維持会員間に不公平が生じた。そこで、維持会員ごとに登録した教職員の平

均在職年数（在職期間の長短が掛金率の高低に影響するもの）で補正してきたが、その補正方法のみでは、今後も収支均衡を図るのは無理があるとの判断から、平均在職年数による掛金率を基本率とし、それに過去5年間の退職資金交付の実績を調整に加味し、維持会員の過去分に対する負担が安定的な形で行われる補正方式に変更することとした。3点目は、過去5年分の実績で補正した率により当面の収支均衡は図ることができるが、今まで維持会員が加入してきた20年間の収支の差については、解決しないため、さらに別途補正することとした。ただし、維持会員の急激な負担増加を避けるため、退職資金超過額の50%を今後20年間、2点目の方式による掛金率に加算することとした（収支の差の残り50%は、20年間に自然解決される前提）。

なお、掛金率は、年度単位の収支を比較して算定する方法を採用するため、年単位であった掛金率の適用期間を年度単位に改めた。この改正は、収支の差の拡大要因（学校法人の人事方針や年齢構成により、一律に在職期間だけでは退職資金の交付実績に差が出ること、長期勤続者の退職により平均在職年数が低くなると実績に反し掛金率が減少すること、制度発足時より1人当たりの退職資金単価が4倍以上に拡大していること）の改善措置であった。

の文部大臣の文言を文部科学大臣に改正したもの。

第65回理事会 2001（平成13）年10月17日

【項目】 寄附行為の改正

【内容】 中央省庁の再編により、平成13年1月6日付で文部科学省が発足したことに伴い、寄附行為中

第70回理事会 2003（平成15）年6月25日

【項目】 掛金率、補正掛金率表の改正、掛金率・特別掛金について文言変更、資格喪失後の退職資金の申請期日の制定、維持会員の資格の喪失、延滞料の徴収の免除、特別掛金の納入の免除

【内容】

1. 掛金率、補正掛金率の改正

第6次掛金率については、第5次掛金率の補正方法を踏襲しつつ調整方法を改善し、1000分の101を1000分の136に改正したもの。(2004（平成16）年4月1日施行)

退職資金準備資産が大幅に減少しているため、第5次掛金率の推計値が大幅に下回った教訓の上に退職資金総額の推計値を見直し、準備資産の充実に係る所要額を推計し、その合計額に見合う本則掛金率を設定した。本則掛金率は、退職資金交付業務を確実に運営するために必要な掛金率であり、3年間の維持会員に必要な退職資金総額の精緻な予測と準備資産積立を全維持会員が平均的に負担することを念頭に置いて検討を行った。

当時の退職資金交付に対する準備資産の保有額は454億円（うち掛金による蓄積分は75億円）であり、準備割合は0.65年分であった。当財団の目標である退職資金の1年分相当額を確保するため、不足している244億円を掛金で充当しようという考えにより、その掛金率加算分は1000分の12となり、この準備資産の確保のための掛金率と退職資金交付のための掛金率を合算すると1000分の136となった。

補正掛金率は、個別の維持会員の登録教職員の平均在職年数等を考慮した上で、維持会員ごとの「実態に即する」掛金率として、収支関係（受益）に応じた負担となるように著しい超過を是正し、維持会員の相互扶助の精神に基づく融通関係が適正となる（維持会員間の公平を図る）ものとした。

退職資金交付累計額を維持会員の加入期間ごとに分類すると、財団設立時に過去勤務を通算して加入した加入年数20年の維持会員で収支が退職資金超過となっている維持会員は265会員となり、退職資金超過会員284会員中の93%を占めていた。そこで、相互扶助に基づく当財団の制度においては、もっと限定された範囲に分布することが望ましいと考え、掛金又は退職資金超過の程度が一定の範囲となるように、基本率を逡減逡増し、許容される収支の設定範囲（基本率適用限界点）に近付くように試みた。

なお、加入期間10年未満の維持会員は、新規登録者が逐年増加するのに対し、退職者が著しく少ないという一般的な過渡的現象がみられるので、基本率の適用（補正の対象外）とした。

この件について、第69回理事会において、退職資金蓄積準備資産の保有基準が退職資金交付額の1年分の根拠理由を明確にするべきであると理事から意見があり、常務理事より、今後も適正値について検討を続ける旨の回答があった。

2. 規定整備関連

実際に取り扱っている事項を規定に整備しておくことが適当と考え、規定の整備を行ったもの。(2004（平成16）年4月1日施行)

掛金率の改正時期について、条文上で「必要に応じ」となっているのを、3年ごとの改正が定着しているので、「3年ごとに」に改めた。

また、第10条の2の冒頭部分の「寄附行為第34条の規定により」を、特別掛金は、寄附行為第34条のほか、私立学校法等により当然に資格を喪失する場合（当財団は、私立大学等を設置する学校法人を対象としているため、学校法人が解散する場合等）も含まれるということを明確にし、退職資金超過の状態で維持会員が資格を喪失する全ての場合を想定しているということへの疑義が生じないように削除した。

第14条第3項の退職者の届出、退職資金の交付請求は、資格を喪失した場合には3か月以内に退職資金の交付請求をするものと定め、特別掛金の額を確定させるために新設したが、法人内の手続きなど特別な事情がある場合には、その期間を理事長が別に定めるとして、1か月程度の延長ができる余地を残した。

第18条の報告書の提出については、寄附行為に定める脱退の申出を3か月前とすることと定め、脱退手続を柔軟に対応できるように改正した。

維持会員の資格の喪失に関する細則は、従来解釈で補ってきた資格喪失についての重要な事項を明確化したものである。

3. 延滞料、特別掛金の免除

延滞料は、掛金滞納を防止するために定められて

いるが、延滞料は退職資金の交付財源ではないので、延滞料を免除しても退職資金交付事業には実質的な影響はない。このことから維持会員の資格喪失日以降に発生する延滞料は、徴収を免除することとしたもの。

特別掛金の免除は、延滞料の免除と同じ考え方に立っているが、特別掛金を免除することは、他の維持会員に負担を転嫁させるということであり、事情によっては高額になり得る。そのため、理事長が特別掛金の納入を免除する場合を規定したもの。それは、破産により学校法人が解散した場合は、特別掛金を自動的に免除するものとし、これに準ずる（不可抗力の事情により免除が妥当と考えられる事案、破産に準ずる財政状態等）と理事長が認めた場合である。

第72回理事会 2004（平成16）年6月24日

【項目】 株式等の時価による評価替えを行うことの決定

【内容】 1992（平成4）年の方針に基づき処分を行った結果、簿価以上に回復する可能性がある株式は極めて少なくなったため、利息蓄積分で処理するこ

なお、これらの規定にある「その権利義務を承継する者」とは、合併後の学校法人となる。特別掛金の免除に関しては、例えば破産により解散した学校法人の破産管財人である。私立学校法第56条において、合併によって設立した学校法人は、合併によって消滅した学校法人の権利義務を承継すると定めており、承継とは「包括承継」を指しているためである。

また、特別掛金を免除すると、退職資金交付事業に支障を来す可能性があるが、免除は基本的に、破産等により特別掛金の納入が期待できない状態であるため、やむを得ず免除するものであり、その不足分は利息蓄積分から充当することとし、退職資金交付に直接支障が生じないようにした。

とを決定した。これにより、2005（平成17）年には、株式は売却され、全て国債等に切り替えられた。

率が2004（平成16）年10月1日から改められたことから、基本方針通り改正を行ったもの。改正により退職資金計算額の最高額は35,568,000円となった。（2005（平成17）年4月1日施行）

第74回理事会 2005（平成17）年6月23日

【項目】 加入金の免除、掛金の納入の猶予、特別還付金の新設、延滞料及び特別掛金の名称変更、延滞金計算関連の条文変更、特別納付金の納入の猶予及び納入期日の制定、滞納特別納付金の督促、破産に準じた場合の取扱いの制定、その他文言調整

【内容】 この改正は、私学を取り巻く厳しい環境において、財団の制度の基本をふまえ、維持会員の経営支援に資する等の観点から、維持会員からの期待に

応えるべく所要の改正を行ったもの。（2005（平成17）年4月1日施行）

1. 加入金の免除（再加入の取扱い）

学校法人の経営が厳しく再建計画を行っており、当財団を脱退するが、計画が成功すれば再度維持会員になりたいという要請に応えるため、脱退等により資格喪失した学校法人が再加入する場合、理事長は加入金を免除することができることとしたもの。また、効率的に処理を行うために、一定の範囲で理事長に権限を委任し、その必要な事項として、「加入金の免除に関する細則」を制定した。

2. 掛金の納入の猶予（一時的な財務状況悪化による取扱い）

「掛金の納入の猶予に関する細則」を制定し、学校法人が一時的な財務状況の悪化に陥っている場合の取扱いとして、災害等、学校法人の経営責任に帰するのは難しい場合、特例的に毎月納める掛金を一時的に延納することを認めるもの。これにより、通常の掛金の滞納とは異なり、災害その他やむを得ない事由が生じた場合に、維持会員（その権利義務を承継する者を含む）に特例的に、掛金の納入の猶予を最長2年の範囲内で認め、その間退職資金の交付を行えるものとした（通常、掛金を滞納している間は退職資金の交付を受けられないため）。また、これに伴い、関係条文を改正し、第10条の「延滞料」を「延滞金」、「指定期間」を「指定期限」及び「年14.6%」を「私立学校教職員共済法第30条第3項で定める延滞金の割合」に文言を改めた。

3. 特別還付金の新設

それまでは解釈で補ってきた資格喪失後の掛金超過分の交付を、特別還付金として新設したもの。これに伴い、業務方法書第9条第6項の「資格を失った維持会員の既納の掛金は、返還しない」を削除し、資格喪失日において掛金超過の場合は、資格喪失日から3か月以内の特別還付金の交付請求に基づき交付

するとした。

第18条（報告書の提出等）第2項の改正は、特別還付金の新設で、資格喪失予定会員を定義したことによるもの。

4. 特別納付金関連（特別納付金の延納に伴う取扱い）

特別納付金については、第10条の2の「特別掛金」という名称が、文言的には定期的に何回も納入するという意味にとれるため「特別納付金」に改め、また、災害等場合には、その納入を猶予できるように改正したもの。

次に、掛金の滞納の場合とのバランスをとるため、滞納特別納付金の督促について新たに設け、納入期限を過ぎて納付されない場合は、民法の法定利率の割合で延滞金を徴収する規定を設けた。

また、「特別納付金の納入の猶予に関する細則」を制定し、特別納付金の納入の猶予を受けようとする維持会員又は資格喪失後の学校法人（その権利義務を承継する者を含む。）は、災害その他やむを得ない事由が生じた場合には理事長にその旨を申し出ることができるものとし、理事長は最長2年の範囲内で納入の猶予を認めることができることとした。

5. 破産に準じた場合の取扱い

私立学校法第50条は学校法人の破産による解散を規定しており、民事再生手続は、基本的に破産状態（債務超過・支払不能状態）にあり、維持会員資格の喪失にあたるため、「維持会員の資格の喪失に関する細則」第3条を改正し、「管轄裁判所が再生手続開始の決定をした日の属する月の前月の末日」を資格の喪失日とするもの。ただし、債務超過が僅かで、経営状態も好転する見通しがあり、引続き維持会員であることを希望する場合で、特別の事情があると理事長が認める場合には、資格を継続できるものとした。

第77回理事会 2006（平成18）年3月15日

【項目】 標準俸給月額の上限の引下げ、交付率表の改正、経理規程の改正

【内容】

1. 標準俸給表及び交付率表の変更

退職資金交付業務は、国家公務員との均衡を図る趣旨から、退職資金交付率と標準俸給表の上限額を国家公務員退職手当法と給与法の関係規定に準拠する方針を採用しており、2005（平成17）年11月に国家公務員退職手当法及び一般職の職員の給与に関する法律が改正されたために、退職資金交付業務方法書を改正したもの。教育職（一）の最高額が59万円台から58万円台に下がったことにより、標準俸給表の上限額を52等級585,000円以上とした。改正により退職資金計算額の最高額は34,975,200円となった。（2006（平成18）年1月1日施行）

第78回理事会 2006（平成18）年6月21日

【項目】 掛金率、補正掛金率表の改正、退職資金交付業務方法書施行細則、同実施要領の制定

【内容】

1. 掛金率について

第7次掛金率について、退職資金の交付に必要な掛金率を、1000分の124から1000分の131に、準備資産蓄積掛金率を1000分の12から0とし、1000分の131としたもの。（2007（平成19）年4月1日施行）

本則掛金率とは、退職資金交付業務を確実に運営するために必要な掛金の総額に見合う掛金率（全維持会員の平均掛金率）である。また、本則掛金率の内容は2つからなっている。今までの傾向値から推計した退職資金交付掛金率と、退職資金が計画値を超える場合にも確実に退職資金を交付するために必要な準備資産蓄積掛金率である。

退職資金交付掛金率は、推計条件を一部変更し検討した結果、1000分の131となった。

補正掛金率は、第6次掛金率と同様に維持会員ごとの「実態に即する」ようにし、登録教職員の平均在職年数の長短に応じて増減をした基本率を適用する。しかし、この基本率だけでは必ずしも実態に即していない場合があり、大幅に掛金又は退職資金が超過している場合には、その程度に応じて基本率を改正前から調整している。

収支差額指数の基本的な考え方も維持し、予告どおり調整の範囲（基本率適用限界点）を4倍から3倍

また、交付率表について、国家公務員退職手当法の支給率に合わせるよう改正した。（2006（平成18）年4月1日施行）

2. 経理規程の改正

会計基準について、公益法人会計基準が財務の透明性を高め、その内容の開示を進めるため、2006（平成18）年度から見直しされることから、2006（平成18）年4月1日からこの基準に準拠するよう、経理規程を改正したもの。あわせて、準備資産について、掛金による蓄積と受取利息等による蓄積を合算して表示していたものを、分けて表示するようにした。

に改めた。

610法人の登録教職員の平均在職年数は13.0年である。したがって、基本率表の13.0年を本則掛金率の1000分の131とした。

また、登録教職員数が著しく少ない維持会員については、経営に大きな影響があるため、理事長が別に定めることができることとした。

なお、検討の際、第76回理事会において、理事より「各大学の経営はますます厳しくなっていくなか、第7次では掛金率引き下げ、第8次では大幅な引き上げということになると会員も困惑する。第7次掛金率の検討案については、会員に誤解を抱かせないように十分に配慮してほしい」との意見があった。

2. 退職資金交付業務方法書施行細則、同実施要領の制定

私学振興の観点からこれまでに制定した細則や、設立時から定めていた届出等の事務に使用する様式や手続き等について、体系的に整備し、維持会員の利便性を高めたもの。

なお、2006（平成18）年4月1日に遡及して施行することとし、併せて、従来の細則と運用要領の計8本は、同日付で廃止することとした。（2006（平成18）年4月1日施行）

第80回理事会 2007（平成19）年6月20日

【項目】 退職資金交付限度額、資格喪失予定会員への退職資金等の制定

【内容】

1. 退職資金交付限度額について

維持会員に交付される退職資金の累積額に一定の限度額を設けることとしたもの。この点については、2007（平成19）年3月15日に開催された第79回理事会会で検討の方向性についてご了解をいただき、4月に関係団体に説明し、ご理解を得たものである。

退職資金交付限度額は、退職資金超過の度合の適正化を図るため、加入期間10年以上の維持会員について、退職資金超過額を原則として平均退職資金額の8倍を上限とし、それを超える部分については、退職資金の交付を一時停止し、通常の掛金率の加算・減算による調整だけでは、融通関係の適正化が図りがたい例外的なケースについて、退職資金の交付についても調整を図るものである。（2008（平成20）年4月1日施行）

なお、2006（平成18）年度末で、この8倍を超える維持会員は609会員中19会員であり、年度途中の変更により維持会員の予算執行に支障をきたさないように、2008（平成20）年4月1日から施行（適用）することとした。

2. 資格喪失予定会員への退職資金等

資格喪失会員に対する退職資金の交付は、掛金超過額の範囲内に限ることとしたもの。破産、民事再生等による資格喪失の場合、負担金の納入は、ほぼ期

待できないため、資格喪失前に発生している退職資金を交付した後に、それを特別納付金として清算することができないという事態を避けるためのものである。また、民事再生等による資格喪失でないとしても、資格喪失後に退職資金超過である場合には、交付を受けた退職資金を特別納付金として財団に納入しなければならないのであるから、特別納付金の額を大きくしないことで、資格喪失後の学校法人の経営になるべく影響を与えないためである。

次に破産により解散した学校法人に係る特別納付金については、「免除する」となっているが、これを「免除することができる」としたものの。これは、破産であっても一定の弁済をしたいという会員への適用を避けるためである。

また、民事再生申立後の維持会員資格の継続について、細かい内容を定め、民事再生手続の開始決定により自動的に維持会員の資格を喪失した学校法人の申し出により、維持会員資格を継続した後に、当該学校法人が資格の継続の申し出を取り下げる場合、または再生計画案の認可の決定が確定しない場合に備えて、資格継続を承認した場合であっても、再生計画の認可の決定が確定するまで、掛金の請求をしないこと、併せて退職資金の交付をしないこととし、当財団、維持会員双方の義務を一時留保するものとした。（2007（平成19）年6月21日施行）

第81回理事会 2008（平成20）年3月13日

【項目】 退職資金交付限度額の詳細の規定、施行細則の表現統一

【内容】 退職資金交付限度額（以下、「限度額」という。）の適用が年度単位であり、ある維持会員の当該年度の退職資金の累積額がこの限度額を超えた場合の一時停止の措置も、年度単位であることを明確にしたもの。（2008（平成20）年4月1日施行）

また、掛金率の調整と同様に加入期間10年未満の

維持会員には適用せず、災害等の特別な事情があり掛金の納入を猶予されている維持会員には適用しないこととした。

附則の1は、施行日を2008（平成20）年4月1日とするものであり、附則の2は、財団の制度上、教職員の退職月と退職資金の交付月が異なるので、誤解

が無いように、2008（平成20）年4月1日以降の退職者に係る退職資金の交付から適用する（2008（平成20）年3月31日までに退職した教職員に係る退職資金の交付については、限度額を適用しない）ことを明確にするものである。

限度額の算定方法について、施行細則で、掛金の累積額に直近年度の掛金相当額を加算することとした。また、退職資金を交付する際に、ちょうど限度額を超える教職員1名分については、実務上からその1名分を全額交付できる額に限度額を変更すること

とした。

さらに、団塊の世代が一斉に定年退職を迎える等の特別の事情がある場合につき、理事会に諮ることを前提に、限度額を変更できるようにした。施行細則第13条第3項は、第11条第2項の規定によって交付を受けることができなかった退職資金の交付を再度申請する手続きを定めたものである。

また、条文の中に誤りや表現の不統一があり、これを訂正した。

第84回理事会 2009（平成21）年3月12日

【項目】 掛金率、補正掛金率表の改正、特別還付金の交付、特別納付金の納入、退職資金の交付留保に関する改正、
条文の表現統一と訂正

【内容】

1. 掛金率、補正掛金率表の改正

第8次掛金率は、1000分の131を継続し、個々の維持会員の基本率の調整方法も第7次掛金率と同様としたもの。（2010（平成22）年4月1日施行）

推計条件を一部変更した結果、第8次の退職資金交付掛金率は1000分の132となった。しかし、本則掛金率は、準備資産の保有状況（退職資金交付額の1年分を超える保有）などを考慮すれば、第7次の1000分の131を継続できるものとした。

補正掛金率表も、第7次の考え方を継続した。ただし、掛金総額に影響を及ぼさないようにするための調整計算において「加算額の範囲内で減算する」としていることについては、退職資金超過の程度が改善しており、減算割合を縮小しなくてはならないところを、掛金の蓄積状況等を考慮して、第7次の減算係数0.25の基本率調整を継続した。

また、掛金率を補正する過程をより明確にするため、業務方法書第9条第3項、第4項を改正し、別表第3を別表第3（第1補正の基本率表）及び別表第4（第2補正の基本率の減算または加算方式）に改めた。

これまでは、維持会員の実態に即して対応するため、激変緩和の観点から、別表第3の（注1）に定める「特別の事情」として、補正掛金率が前年度の2倍

を超える維持会員には、2倍を上限とするほか、前年度の掛金率で収支差額指数が－3以内に改善される維持会員には、前年度の掛金率を適用していたが、これらを全て規定化した。また、限度額を設けたことに伴い、限度額を超えているため、退職資金の交付を一時留保されている維持会員で、第8次掛金率適用期間中に収支差額の改善が見込まれる場合には、従前の率とすることができるとし、その場合の申請手続きを定めた。

2. 特別還付金の交付に関する改正

維持会員の資格の喪失時に掛金超過分を交付する特別還付金は、一括で交付していたが、当財団の目的を達成するための事業を確実にするために、資格喪失後も資格喪失時に登録されていた教職員に対して退職金を支給した範囲内で、退職資金の交付に準ずる方法で、その都度交付するように改正したもの。ただし、学校法人の解散その他特別の事情がある場合には、従前どおり一括して交付するものとした。（2010（平成22）年4月1日施行）

3. 特別納付金の納入の分割に関する改正

維持会員資格を喪失する時に退職資金超過分を清算する特別納付金は、一括して納入することとなっていたが、資格喪失後も学校法人として存続する場

合には、当該学校法人の経営状況等を考慮して特別納付金の納入の分割ができるように関係条文を改正し、細則にその手続きを定めたもの。（2010（平成22）年4月1日施行）

4. 退職資金交付の留保に関する改正等

維持会員が設置する全ての私立大学等の学生募集を停止する旨の決定をした場合等維持会員資格の喪失につながると認められる事由が発生した場合は、特別納付金等負担金の納入義務に関する確実な履行

計画が、当財団で確認できるまで、退職資金の交付を留保できるように関係条文の一部を改正した（2010（平成22）年4月1日施行）。また、維持会員は維持会員資格の喪失につながると認められる事由が発生した場合は、速やかに当財団に届け出るものとした。

5. 条文の表現統一と訂正について

用語の統一と標準俵給にかかる内容を訂正したものの。（2009（平成21）年3月13日施行）

第86回理事会 2009（平成21）年6月25日

【項目】 特別の事情を有する維持会員に係る補正掛金率の経過措置

【内容】 第8次掛金率において維持会員に適用する補正掛金率を特別の事情があるときには理事長が別に定めることができるように改正したが、その手続

きについて円滑な実施を図るため経過措置を定めたもの。（2010（平成22）年4月1日施行）

第88回理事会 2010（平成22）年3月18日

【項目】 経理規程の改正

【内容】 新しい公益法人会計基準に対応するため、年度決算に必要な書類について定めた条文を見直し

たもの。（2010（平成22）年4月1日施行）

第89回理事会 2010（平成22）年6月15日

【項目】 退職資金交付事業の運営方針の見直し及び退職資金支払準備特定資産の設定

【内容】 中長期的に安定した退職資金交付に必要な特定資産の蓄積がなされたこと、私立大学等を取り巻く経営環境が急激に厳しさを増している現状を勘案し、2011（平成23）年度に利息等蓄積額を退職資金交付財源に充当し、掛金負担の軽減を図ることとしたもの。あわせて、この方針を明確にするため、経理規程に退職資金支払準備特定資産を設け、利息等蓄積額を計上できるように改正した。（2010（平成22）年3月31日適用）

基本的な考え方として、この利息等蓄積額は、各維持会員の掛金から生じたものであるため、各維持会員の掛金累積額に比例して交付する。利息等蓄積額の退職資金交付金への充当額については、2009（平成21）年度末の特定資産約298億円となる。各維持会員への充当額は、この準備特定資産に、分母を全維持会員の2009（平成21）年度末の掛金累積額、分子を当該維持会員の2009（平成21）年度末の掛金累積額として乗じた額となる。

第91回理事会 2011（平成23）年3月9日

【項目】 掛金等によらない退職資金、退職資金支払引当特定資産等取扱規則、資産の管理及び運用に関する規則の制定

【内容】

1. 掛金等によらない資金による退職資金

2010（平成22）年6月15日に開催された第89回理事会で、退職資金交付事業の運営方針の見直しを提案し、2011（平成23）年度に2009（平成21）年度末時点での退職資金支払準備特定資産（以下、「特定資産」という）を、退職資金交付財源に充当することを決定し、次の2010（平成22）年12月1日に開催された第90回理事会でその交付方法を決定したことについて、それを規定化したもの。（2011（平成23）年4月1日施行）

当財団の登録教職員の年齢分布から特定の年齢層、いわゆる「団塊の世代」が定年を迎えることにより、2011（平成23）年度から2015（平成27）年度にかけて、退職資金交付の急増を予測しているが、この急増期を考慮しても、中長期的に安定した退職資金交付に必要な特定資産の蓄積がなされたことと、私立大学等を取り巻く経営環境が急激に厳しさを増している現状を勘案し、維持会員の退職金支出の急増期が始まる2011（平成23）年度に特定資産を退職資金交付財源に充当し、維持会員の退職金支出急増期の掛金負担の軽減を図ることとした。

交付方法は、この額を各維持会員の2011（平成23）年度の退職資金交付金に優先して充当する。なお、2011（平成23）年度に充当しきれない額については、翌年度以降に充当することとした。

第93回理事会 2012（平成24）年1月19日

【項目】 特別還付金の廃止、退職資金特別交付金の新設、その他規定整備関連

【内容】

1. 特別還付金の廃止、退職資金特別交付金の新設

特別還付金については、脱退した学校法人の退職金に充当されることを確実にするために所要の改正を行ってきたが、その「還付金」という名称から、掛金超過額の返還と誤解を招きやすいため、これを廃止し、掛金超過の脱退法人に対しては、「退職資金特別交付金」としてこれまでと同様に退職資金の交付方法に準じて交付するなど、所要の改正を行ったも

この措置に関連して、業務方法書第4条第2項を新設し、利息等掛金以外の資金について用途を明確にした上で、第9条第4項及び施行細則第8条の3の、退職資金の累積額の取り扱いを明確にした。また、2011（平成23）年度に特別に実施することから、掛金等によらない資金の交付方法を「附則」に定めた。

2. 退職資金支払引当特定資産等取扱規則

退職資金支払引当特定資産等取扱規則については、退職資金交付事業の運営方針の見直しに基づき、掛金等の蓄積分である「退職資金支払引当特定資産」と掛金等によらない資金の蓄積分である「退職資金支払準備特定資産」についての管理・運用等の取扱いを明確にするため規定を整備したもの。（2011（平成23）年4月1日施行）

3. 資産の管理及び運用に関する規則

資産の管理及び運用に関する規則について、新しい公益法人制度への移行に伴う関係規程の整備の一環として、内容の重要性から理事会の議決事項とする「規程」に変更し、それに伴う関連条文の改正並びに一部規程の構成を見直し、併せて基本方針についても関連条文等を改正した。また、資産の管理及び運用に関する規定の制定に伴い、関連する経理規程の文言の一部修正を行ったもの。（2011（平成23）年4月1日施行）

の。（2012（平成24）年4月1日施行）

2. その他規定整備関連

特別納付金は、その規定の趣旨から維持会員の資格を喪失する全ての場合を想定しているため、資格喪失予定会員（資格を喪失することとなる維持会員）とならないで自然脱退してしまう滞納脱退や民事再生等の場合は適用されないのではないかといった疑義が生じないように改正したもの。

また、維持会員資格の喪失につながると認められる事由が発生した場合は、特別納付金等負担金の納入義務に関する確実な履行計画が当財団で確認できるまで、退職資金の交付を「留保する」としてい

たが、破産、民事再生の場合、留保している退職資金は当財団の債務であるという疑義が生じる可能性から、「交付しない」と改正した。（2012（平成24）年4月1日施行）

第96回理事会 2012（平成24）年6月13日

【項目】 掛金率、補正掛金率表の改正、新公益財団法人移行に伴う規定の整備

【内容】

1. 掛金率、補正掛金率の改正

第9次掛金率の改正方針に則り、第94回理事会で決定されたとおり1000分の131から1000分の123に改めたもの。

また、維持会員毎の平均在職年数に即して掛金率を増減した基本率表を改正し、あわせて基本率を減算又は加算する方法の基準年度並びに同施行細則における補正掛金率適用の基準年度を改正した。（2013（平成25）年4月1日施行）

その際に、2010（平成22）年6月15日開催の第89回理事会において了承された「退職資金交付事業の運営方針の見直し」の一環として、退職資金交付の急増期を過ぎた時点で、特定資産の保有規模と、利息による負担の軽減を含め中長期的に軽減・安定化した掛金率の設計等の抜本的な見直しをすることを再確認した。また、この見直しに伴い特定資産を退職資金の交付財源に充当することによる具体の負担軽減措置は、2013（平成25）年度以降となる旨を説明し、承認を得ている。そこで、この特定資産からの充当額298億円による具体の負担軽減とあわせて、退職資金交付金の1年分相当額を超える蓄積分についても、1年分相当額に近付けるための掛金率の設定を2013（平成25）年度から開始するものである。

なお、18歳人口が2020（平成32）年度頃までの今後10年間は120万人前後で推移することから、その間の登録教職員の規模は、現状の13万人程度が維持されるものと想定したうえで、掛金率の変動はできるだけ小さくしてほしいというこれまでの維持会員からの強い要望を考慮し、今後の財政運営も視野に入れながら、第9次（2013（平成25）～2015（平

成27）年度適用）を含めて2021（平成33）年度までは、同程度の掛金率の維持を念頭において第9次掛金率を設定することとした。また、第9次における基本率の減算、加算調整措置については、第8次と同様とした。なお、掛金総額に影響を及ぼさないためには、減算係数を0.08に縮小しなければならないが、掛金蓄積割合等を考慮し、減算係数0.25を継続するものとした（実際の徴収率は1000分の123を下回る）。

退職資金の推計方法については、企業年金における推計手法を基礎としつつ、退職資金の発生状況をより反映した予測の精緻化を試みた結果、第9次の退職資金を交付するための財源率は、「1000分の127」と算定された。2008（平成20）年11月13日に開催された第83回理事会、第73回評議員会で第8次掛金率を審議した際の第9次の予測値は「1000分の134」であったのに対し、「1000分の7」の引下げとなる。

この交付財源率「1000分の127」を基に上記の方針等を踏まえ第9次の掛金率（本則掛金率）は、「1000分の123」とした。

2. 新公益財団法人移行に伴う規定の整備

新しい公益財団法人への移行に伴い、現行寄附行為を定款へ変更するなど制度改革に伴い、12の規定の改正並びに理事会運営規則、評議員会運営規則、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定等移行を機に新たに12の規定を制定した。